

傍聴にあたっての注意事項

蓮田市上下水道事業審議会

1 傍聴の手続

- (1) 傍聴受付簿に住所、氏名を記入し、受付番号カードをお受け取りください。
- (2) 事務局から入室の案内があるまで、会場の前で待機をお願いいたします。

※ 会場の都合から傍聴人数を先着3名までとさせていただきます。

2 傍聴者の入室

- (1) 傍聴者は、審議会が議事に入り議長の許可を得た時点で入室が可能となります。入室の許可後事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 議長の判断により、会議の全部又は一部が非公開となる場合があります。議事の途中で非公開の審議に入る場合、議長の指示によって退室をお願いする場合があります。

3 傍聴に際しての順守事項

- (1) 会議の傍聴にあたっては、議長及び係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が以下の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退室していただく場合があります。
 - ① 会議中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - ② 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
 - ③ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
 - ④ 会場において写真撮影、録画及び録音は、行わないこと。
 - ⑤ 会場内で携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
 - ⑥ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。